

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員安全衛生管理規程

〔平成19年8月15日〕
訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）。以下「法」という。）に基づき職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。

(広域連合長の責務)

第3条 広域連合長は、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するようにしなければならない。

(事務局長の責務)

第4条 事務局長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の健康を確保するよう努めるものとする。

(職員の責務)

第5条 職員は、広域連合長、事務局長及び次条に基づき設置される衛生推進員が、法令及びこの規程に基づいて実施する職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

(衛生推進者の設置)

第6条 広域連合に、法第12条の2の規定に基づき、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、職員のうちから広域連合長が任命する。

3 衛生推進者は、次の業務を担当する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 公務災害の原因の調査及び再発防止策に関すること。

(健康診断)

第7条 職員の健康管理のため、次に掲げる健康診断を実施する。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 定期健康診断
- (3) 臨時健康診断

2 前項各号に掲げる健康診断の検査項等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、採用時健康診断については、採用時に健康診断書等の提出があったものは、省くことができる。

(健康診断の受診義務)

第8条 職員は、法令及びこの規定に従い、健康診断を受けなければならない。

2 健康診断をやむを得ない理由により受けることができない者又は沖縄県市町村共済組合等が費用の一部の助成を受けて実施する人間ドッグを受けることを希望する者は、あらかじめ事務局長の承認を受けなければならない。

3 前項に規定する人間ドッグを希望する者は、沖縄県市町村職員共済組合等が費用の一部を助成する分を除いては、当該職員において負担しなければならない。

4 前2項の規定に基づき、承認を受けた職員は、総務課長が別に指定する期日までに、指定の医療機関等において健康診断を受けなければならない。

(健康診断の免除)

第9条 事務局長は、健康診断の際、現に当該健康診断の対象となる疾病の治療中の者又は当該疾病について医師の管理を受けているものについては、健康診断を免除することができる。

(健康診断個人カードの記録保管)

第10条 事務局長は、職員の健康診断の結果を健康診断個人カード（別記様式）に記録し、これを保管しなければならない。

2 事務局長が特に必要と認めた場合には、前項に規定する健康診断個人カードに代えて、医療機関が発行した書類をもって職員の健康診断の結果記録とすることができる。

(指導区分の決定)

第11条 事務局長は、健康診断を行った医師が健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認めた職員については、その医師の診断書又は意見書及びその職員の職務内容等を統合的に勘案し、別表第2の判定基準に従い、健康管理区分を決定し、広域連合長に報告するものとする。

(保護措置)

第12条 事務局長は、前条の規定により健康管理区分の決定を受けた職員については、その健康管理区分に応じ、別表第3の保護措置決定基準に従い、適切な保護措置をとらなければならない。

2 当該職員は、事務局長及び主治医の指示に従い健康の回復に努めなければならない。

(秘密の保持)

第13条 職員の健康管理に現に従事している職員及び従事していた職員は、職務上知り得たいかなる個人情報をも他に漏らしてはならない。

附則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 別表第1中腹囲に関する検査項目は平成20年4月から実施する。

別表第1（第7条関係）

健康診断の検査項目等

| 種別 | 受診対象者 | 検査項目 | 検査回数 | 備考 |
|---------|-------|---|-----------------|--|
| 採用時健康診断 | 新規採用 | 1 既往歴及び現病歴並びに家族歴調査委 2 自覚症状調査 3 身長及び体重 4 腹囲 5 視力及び聴力検査 6 胸部X間接撮影検査 7 血圧測定 8 貧血検査 9 肝機能検査 10 血中脂質検査 11 尿検査 12 心電図検査 | 採用時 1回 | 派遣職員のうち市町村が採用直後に派遣した職員も含む。 ただし、当該市町村において当該健康診断の実施が3ヶ月未満で、かつ証明書類等の提出がある場合又は当該職員が当該健康診断を希望する場合には、その限りでない。 |
| 定期健康診断 | 全職員 | 1 既往歴及び現病歴並びに家族歴調査委 2 自覚症状調査 3 身長及び体重測定 4 腹囲 5 視力及び聴力検査 6 胸部X線間接撮影検査 7 血圧測定 8 貧血検査 9 肝機能検査 10 血中脂質検査 11 尿検査 12 心電図検査 | 1年に つき 1回 | 採用時健康診断を実施した職員の当該診断日と定期健康診断の指定期間開始日までの間が3ヶ月未満である場合には、当該年度の定期健康診断は省略することができる。 |
| | | 第2次（精密）検査 第1次検査の結果。異常が認められた職員 | | |
| 臨時健康診断 | 全職員 | 発生し、又は発生するおそれがある伝染病等で安全衛生管理責任者が必要と認めた項目 | 随時 | |

別表第2（第11条関係）

健康管理区分判定基準

| 健康管理区分 | 判定基準 |
|--------|-------------------------------------|
| 要治療 | 勤務を休止し、医師による直接の医療行為を必要とする者 |
| 要軽業（A） | 勤務に制限を加え、医師による直接の医療行為を必要とする者 |
| 要軽業（B） | 勤務に制限を加える必要があり、医師による定期的な観察指導を必要とする者 |
| 要注意 | 勤務はほぼ平常でなく、医師による定期的な観察指導を必要とする者 |
| 健康 | 平常勤務でよく、医師による直接、間接の医療行為を必要としない者 |

別表第3（第12条関係）

要保護者の保護措置決定基準

| 健康管理区分 | 保護措置決定基準 |
|--------|--|
| 要治療 | <ol style="list-style-type: none"> 1 休暇、休職の方法で療養をするために必要な期間勤務をさせないこと。 2 医療機関に入院（所）して療養するように指導すること。 ただし、その必要を認めない者については、自宅療養を認めること。 |
| 要軽業（A） | <ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じて、勤務場所又は勤務の変更の措置を行うこと。 2 必要に応じて、病気休暇を与えること。 3 時間外勤務、休日勤務等及び激務と思われる出張を命じないようにすること。 4 医師による治療、投薬を受けるよう指導すること。 |
| 要軽業（B） | <ol style="list-style-type: none"> 1 必要に応じて、勤務場所又は勤務の変更の措置を行うこと。 2 必要に応じて病気休暇を与えること。 3 時間外勤務、休日勤務等及び激務と思われる出張を命じないようにすること。 4 医師による治療又は投薬を受けさせる必要はないが、定期的に医師の観察指導を受けるように指導すること。 |
| 要注意 | <ol style="list-style-type: none"> 1 平常の勤務でよいが、日常規則正しい生活をするように指導すること。 2 医師による治療又は投薬を受けさせる必要はないが、定期的に医師の観察指導を受けるよう指導すること。 |